

## 【春の交通安全運動】

春の全国交通安全運動が4月6日～15日の10日間実施されます。

スローガン 「じこがない そんなまいにち うれしいな」

- 運動の重点
1. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  2. 自転車の安全利用の推進
  3. 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、当事者だけでなく、周囲の人も巻き込む重大な犯罪です。平成20年中に、県内では飲酒運転による事故が138件発生し、6人が死亡しました。全事故に占める割合は、1.2%（全国は0.8%）と福島県は、全国に比べて飲酒事故の割合が高いのが現状です。飲酒運転の罰則を掲載します。

罰せられる人	酒酔い運転	酒気帯び運転
運転した人	5年以下の懲役又は	3年以下の懲役又は
車を貸した人	100万円以下の罰金	50万円以下の罰金
お酒を出した人	3年以下の懲役又は	2年以下の懲役又は
お酒を勧めた人	50万円以下の罰金	30万円以下の罰金
一緒に車に乗った人		



## 【労働災害防止対策】

労働災害防止を図るには、工事を施工する前に、仕事の工程、機械設備等について、安全衛生面から事前の評価を行うことが重要であり、労働安全衛生法により、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置を実施する。このため、企業内の事前評価体制を確立すると共に、当該工事の計画作成に参画する有資格者等の脂質の向上を図るため、必要な教育等を徹底する。災害防止対策の重点事項として、特に多い建設機械等による災害防止を掲載する。

道路建設工事では、路肩、路面からの転落によるものが建設機械等による死亡災害が多いことから、建設機械を用いた作業において、作業半径内で作業中の労働者がバケット等の作業装置に挟まれる、激突される、あるいは後退中の建設機械にひかれるといった災害も多発していることから次の事に重点対策を講じる。

- 作業半径内の立入禁止、誘導員の配置
- 運行経路の路肩の崩壊防止
- 地盤の不同沈下の防止
- 必要な幅員の保持
- 路肩、傾斜地等で作業を行う際の誘導者の配置



下水道建設工事では、狭い公道上で掘削機械を利用して溝掘削作業を行う場合には、公道を通る自動車や構築物等と当該掘削機械との間に労働者が挟まれる災害を防止するため、掘削用機械の旋回範囲内への立入りを禁止する等の措置を講ずる。掘削機械を用いて、土止め用矢板、ヒューム管等の吊り上げ作業を行う場合には、移動式クレーン又はクレーン機能を備えたドラッグショベルを使用する。

## 【特定健診（内科健診）】

平成20年4月1日から扶養者の方の健康診断の受け方が変わりました。

30～39歳・・・これまで同様、希望により市が実施

40～74歳・・・加入する医療保険者が実施

医療保険者から発行される「**特定健診受診券**」及び「保険証」を持参して「がん健診」と一緒に市町村が主体としている集団検診で受診

75歳以上・・・後期高齢者医療広域連合より市が委託を受けて実施

がん検診は、特定健診とは別ですので、例年通り市町村へ申込をして受診してください。

## 【安全大会】

今年の安全大会は4月24日（金）午後2時30分から大越公民館で行います。講演はr f c ラジオ福島 鏡田辰也アナウンサーにお願いしております。